第13条検討委員会第3回会合 委員意見に関する JPNIC の考え方(案)

	評価基準			
全体		JPNIC の考え方		
王 体	<基本的スタンス>	☆今回の検討における JPNIC の基本的スタンスを以下に記述する。 ① ICANN を中心とするインターネットコミュニティでは、インターネットの管理を民間主導で行うことが原則であり、JPNIC と日本政府は民間団体である ICANN の活動と決定を支持してきたし、今後もその方針を堅持する ② 政府にも一定の役割があるが、ccTLD スポンサー契約の関係では、「ICANN から JPRSへのredelegationの際にsponsor organization(JPRS)が適切かどうかの判断すること(エンドースしたことでその役割は完了)」及び「移管契約第14条に基づいて、JPNIC と相互に協議し、改善勧告を行うことまたは再移管を決定すること」である。 ③ 移管契約と ICANN スポンサ契約に基づく JPドメイン名登録管理業務の公共性の担保の仕組みは良好に機能しており、情報通信審議会の「答申」でもそのように認識されている。 ④ 今回 JPNIC が検討を行う背景は「移管契約が定める JPNIC による評価プロセスの透明性を高めるため」である。 ⑤ 今回の検討では、移管契約自体の変更はスコープ外とし、移管契約の条項の中で評価になじむ内容につき評価基準を策定する。 ⑥ 第三者評価委員会には、第13条検討委員会の答申を踏まえて理事会が決定した評価基準に基づく「JPRS の責任に関する違反の有無」の一次評価を委託する。		
	<評価における機能分担の明確化>	 ☆評価における機能分担の構造を次のように明確化する。 A. JPNIC 理事会が自ら評価・判断する部分 → 理事会は、下記の B.C. 以外で評価・判断する部分、及び全体を総合した評価・判断を自ら行う B. JPNIC 理事会の持つある特定機能を第三者評価委員会に委託する部分 → 契約条項についての違反の有無を評価・判断するために、明確な基準に基づく外部の目での一次判定を委託し、結果を受領して、自ら行う最終評価・判断の参考に資する → 移管契約第13条1,2,4,5,6,7,8,9,10項に関わる違反の有無を評価することを第三者評価委員会に委託する → 第三者評価委員会は、各条項に関して、評価基準に基づく判定を行う C. JPNICが立ち入らず、ユーザが評価・判断する部分 → 競争市場環境でユーザが評価・判断する部分 (サービス品質、料金、顧客応対、顧客満足、など) → JPNIC 理事会は、特段の事情を認めなければ通常この部分に立ち入らない 		

			資料2
		<『評価観点』についての明確化>	☆安定性・継続性・公平性・中立性といった「観点」は、契約書条項を作ったときの観点であり、今回導入する評価の仕組みの中で直接に依拠する評価の観点ではない。 #各条項は全体に安定性・継続性という視点で作られているが、2項だけは公平性・中立性ということから諮問委員会を設置することとしたものである ☆評価基準の各々には「評価観点」の記述をしないこととする。
		<意見募集の対象>	☆「意見募集対象が明確でない」との委員意見も踏まえて、評価項目と評価基準の2つのみ を意見募集文書に記載することとする。
	_		
L	個別	意見	JPNIC の考え方

○資料の「はじめに」に記載の、「評価項目については、ドメイン名登録管理業務の |運営に関してJPNICが重要と考える、安定性・継続性・公平性・中立性を保つという 観点を考慮・・・」からすると、全体として、公共性・中立性の観点の評価項目が少な いと感じる。

具体的には、以下の評価項目を加えることを提案する。

〇(第13条1項に追加の評価項目・案)

顧客間で差別的な取扱いや料金設定など、差別的取扱いを行っていないか。

〇(第13条1項に追加の評価項目·案)

顧客からの問合せに適切な対応をしているか。

〇(第13条1項に追加の評価項目・案)

役員等の関連当事者との取引がある場合、適正な取引なのか。

〇(第13条1項に追加の評価項目・案)

|桑子委員 ||他事業を不当に廉価で提供し、競争事業者の事業活動を困難にしていないか、ccT LD業務との間に適切なファイアウォールを設けているか。

〇(第13条2項に追加の評価項目・案)

「JPドメイン名諮問委員会」の公開内容は適切か。また、諮問委員会で指摘された 事項について、その改善結果をどのように確認されているのか。

○ (別紙のccTLDスポンサ契約に記載されたポリシー)

「G2 満足のいく業務を提供すること(→ICANNから不満の提示がないとするJPR Sの表明があること)」とあるが、これは最低限のレベルであり、一般からすると疑問 を感じると思われる。具体的な修正案を提示することはできないが、見直しが必要と 考える。

|○資料8-2全体であるが、意見募集(パブコメ)を行う際に、どの部分に関して意見 を求めているのかが分かりずらい。意見を求めているところを枠で囲うなど、工夫が 必要と考える。

○第13条1項

項目1-1から1-3についてですが、停止時間の合計が範囲内というだけでは不十分 が年に4回とか、毎週30分ずつとか停止していたのでは話になりません。

|う。しかしそれも難しい気がするので、そうであればもう少し抽象的な条件にしておい|することとする。 |て、状況に応じて判断できるようにした方がいいのかもしれません。

こうすべきであるという代替案は特にありません。

歌代委員

○第13条2項

現在の基準(案)は諮問委員会を設置し開催していることのみを求めているので、諮┃☆第三者評価委員会が参考意見を出す仕組みを入れる。 問委員会の設置と開催自体が公平性・中立性を保障しているものでなけれなりませ ん。それを示す根拠があればそれでよし。もしそうでないのであれば、諮問委員会が |設置/開催され、公平性・中立性を保つために機能していることを確認すべきと考え||告することができることとする |ます。委員会が形式的なもので実質的に機能していないことが明らかであるにもか いのであればそれは基準の欠陥です。ただ、現実的にそれが問題になるとは考えてをすることを評価基準に入れる。 |いません。であれば、基準は満たしてもその内容に疑問がある場合、評価委員会と してその旨を意見として表明することができるいうような包括的な仕組みがあれば十 分なのかもしれません。

☆私企業のビジネスに法的根拠や契約上の合意なく介入するのは避けるべきである。

#顧客対応や料金設定は市場とユーザが評価するものであり、JPNIC が評価すべき範囲に 入らない

#役員の利害相反は会社法が定める手続きを遵守すればよく、JPNIC が評価すべき範囲に 入らない

#不当廉売や独占的地位濫用は独占禁止法や不正競争防止法が定める手続きを遵守す ればよく、JPNIC が評価すべき範囲に入らない

☆公平性・中立性を第13条1項に持ち込んで評価することは適切でない

#第13条1項には公平性・中立性の背景は無く、このような評価を行うことは移管契約の変 更を意味する

☆JPドメイン名諮問委員会の開催について、答申内容とJPRSの対応はセットで公開されてお り、公開時に実行するかどうかが明らかになるので、実行確認は評価基準とする必要はない。

#公開されている諮問委員会の内容については、第三者評価委員会に提出する

☆意見募集対象の明確化については、委員意見を採りいれることとする。

#全体の考え方を参照。

☆停止時間がどの程度を越えれば「違反」と考えるかは難しい問題です。ここでは、トラブルが |な気もします。たとえば、年間24時間以内だったとしても、DNS の5時間以上の停止 |生じることは避けられない事象であることと難しい問題で復旧に時間がかかることもあり得ると 想定し、レジストリシステム/ DNS / WHOIS 各々のサービスの性質を考慮して「これを上回 |すべての不適当なケースを網羅することができるのであれば、そうすればいいでしょ|る停止は『安定的なサービス提供』という要請に違反している」と JPNIC が考える水準を設定

#第三者評価委員会は、各条項の評価結果に関わる意見を参考として評価結果に付して報

|かわらず、基準が定める条件を満たしているというだけで、不可の評価を与えられな|☆ JP ドメイン名諮問委員会の開催について、議事録と資料等からなる開催報告による確認

#報告については公開されている内容とするが、その形式などについては JPRS と協議して 決めることとする

〇第2回検討委員会全体について

総務省出席の位置づけと公共性の担保について、「民による公共性の担保」は理想の形であり、従来そのように進められてきたが、この方法による「公共性の担保」について、疑義が呈されている現状では、官の関与も取り入れざるを得ないのではないか。また、移管契約のスキームはもともと「官による公共性の担保」を予定したものと解釈できる(特に第14条)。

〇参考資料1

森委員

「移管契約第13条検討委員会の役割」における移管契約の条文引用から、13条については、3項と11項ないし14項が、14条については2項以外のすべてが落ちている。これら落とされた条項の多くは、公共性の担保におけるJPNICと政府の連携に関する規定であるが、これらの条項を第13条検討委員会の検討対象外とすべきではない。

O【資料8-1について】

「■背景」の<検討委員会の役割>についてです。

1第13条3項を落とすべきではなかったと思います。公共性の担保において政府がどのような役割を果たすかということの重要性からも問題ですが、より本質的な問題があります。「■背景」の第2段落にあるとおり、本件で問題なのは、「JPドメインにおける公共性担保のプロセス」の評価です。そのためには、JPRSの義務のみを記載した第13条の1項、2項および4項ないし10項のみに対象を限定すべきではありません。評価の対象となるべきは、JPNICとJPRSの全体をとらえた公共性担保のプロセス全体であり、第13条3項と第14条を含むものです。仮に、JPRSのみを評価対象とするのであれば、JPNICに第三者委員会を設置する必要はなく、JPRSに第三者委員会を設置すれば足ります。

2「■背景」の最終段落には、日本インターネットドメイン名協議会のことが記載されています。同協議会が「日本」の公共性担保と監視をJPNICにお任せすることとしたことは事実ですが、他方で、公共性担保に関する懸念も示されました。同協議会の多くの構成員は(私を含みます)その懸念に対する応えとして、JPNICに第三者委員会が設置されることになったと理解していますから、同協議会についてお書き頂くのであれば、「任されたこと」だけではなく、①同協議会において公共性の担保についての懸念が示されたこと、②第三者委員会の設置はそれに応える意味もあることをお書き頂くべきではないかと思います。

〇【資料8-2について】

1 「■はじめに」の第2段落については、評価項目および評価基準の対象から、第13条3項を除外する旨が記載されています。確かに同項は、第14条に定める手続きに従うことにJPRSが同意しているにすぎない規定ではありますが、第14条こそ「JPドメイン名の公共性の担保」の規定であることから、これを対象外とすることは妥当ではなく、第14条各項を評価項目および評価基準の対象とすべきです。

2 ■第13条5項

評価項目と評価基準が記載されていますが、そもそも条文の「財産権を主張しない」の意味するところが明らかではないため、この点を明らかにしなければ、評価項目・評価基準の妥当性も検討できないように思われます。特に基準5-1は「財産権を主張した事実が確認されないこと」とされていますが、具体的にいかなる行為が「財産権を主張した事実」にあたるのかが明らかにされなければ、このような評価基準は機能しないでしょう。

☆民による公共性担保に疑義が呈されているとの認識は、日本のコミュニティを代表する意見 でもなく多数意見でもない。

☆インターネットにおいて公共性の担保のために官の関与が必要だという考え方は当然ではなく、妥当でもない。

☆今回検討の公共性担保は移管契約が定めるものであり、一般のイメージによって意味が左右されるものではない。

☆第13条検討委員会と第三者評価委員会は JPNIC の機関であり、その機能とスコープと権限は JPNIC が定めるものである。

どのような役割を果たすかということの重要性からも問題ですが、より本質的な問題 ☆移管契約第13条の各項を定めた考え方に基づき評価基準を策定することとし、一般論や後があります。「■背景」の第2段落にあるとおり、本件で問題なのは、「JPドメインにお 付けの理由によっての追加・修正はしない。

☆JPNIC は具体的・客観的な評価基準を提示し、第三者評価委員会に評価基準に基づく一次評価(違反有無の判定)を委託する。

☆第三者評価委員会は一次評価を行って結果を報告し、理事会は第三者評価委員会の判定 結果を踏まえた最終評価を行う。

|☆評価基準は違反有無の判定が可能な具体性・客観性を備えたものとし、抽象的であったり |裁量による判定となる基準は採用しない。

☆第14条各項は「JPRS の責任」ではなく、評価基準の対象にはならない。

評価項目と評価基準が記載されていますが、そもそも条文の「財産権を主張しない」 ☆第13条5項は、もともと ccTLD スポンサ契約との関連で規定されたものであり、検討委員会 の意味するところが明らかではないため、この点を明らかにしなければ、評価項目・ として評価基準を検討できないとするなら、その旨を明記して答申してもらいたい。

.

	見がた
藏本委員	○13条5項、7項、8項、9項には「ないこと」の確認のために基準に「JPRSの表明」 「求めています。これくらいしかなかなか難しいと思います。 ととえば、「基準」というより「確認の一手法」という感じですが、一案としてJPNICが 必要に応じて」もしくは「求めに応じて」取締役会議事録の閲覧を可能にしておくこと 「内効かと考えます。上記各項目に関する対外的関係の変更はJPRSにとって取締 な会の決議事項に相当すると考えます。たしかに一私企業にそこまで要求できるの い、あるいは13条ひいては契約自体をいじることにつながらないか、との懸念はあ ます。 「だ、そもそも一私企業に公共性を強く求めている点で、いくばくかの無理があるの 「、何らかの形で検討してみてもいいのではないでしょうか。 「三者委員会とは性質が異なりますが監査業務等においても取締役会議事録や理 「会議事録の閲覧は、監査する立場からもそこでの記載内容・記載の有無は、取締 とや理事に間接的に責任を担保する意味で有効です。

人選基準			
全体		JPNIC の考え方	
	<基本的スタンス>	☆委員の人選基準は「委員会が候補者リストを作成するにあたって基準とするもの」という用途が第一であるが、「候補者推薦を受けた理事会が留意するべきもの」という側面もある。	
		☆候補者の推薦を受けた理事会は、人選基準に留意しつつ、総合的な判断によって最終的な 委員を選任することとなる。	
		☆委員として必要な資質を備えていることと、委員の候補者として十分な人数が確保できることとのバランスを考慮した人選基準を作成するため、「資質」と「母体」のマトリクスで基準を表現する。	

個別	意見	JPNIC の考え方
個別 桑子委員	○先日の検討委員会で発言したことであるが、「母体」は「分野」の方が適切である。なお、分野の記載としては、以下の4分野が適切ではないかと考える。 ・法制度 ・経済・競争政策 ・ネット技術関連 ・利用者代表 ○「1. 候補者に求められる資質」のうち、「ドメイン名の特性(技術的側面)」、「ドメイン名の特性(社会的側面)」が意味する内容が分かりずらい。特に「(社会的側面)」はどのようなことを念頭に置いているのか、具体化する必要がある。 ○「ICANNの活動と動向に理解があること」とあるが、加えて、諸外国におけるドメイン名の登録管理業務の実態や料金等に知見を有する者が委員にいることも重要と考える。 ○「3. その他」の選出にあたって除く者に、以下を追加すべきではないか。	 ☆「母体」を「分野」と呼び換えるのは構わないとしたが、「分野」として次の4つを提案するのであれば、「分野」という呼称も概念も採用しない。 ・法制度 ・経済・競争政策 ・オット技術関連 ・利用者代表 理由1:提案された「分野」は「資質」と「母体」が混在していて不適切である 理由2:4つの「分野」の人選は「資質」と「母体」の組合せで表現可能である ☆「ドメイン名の特性(技術的側面)」、「ドメイン名の特性(社会的側面)」が意味する内容を具体的な記述で狭めるよりは、広く解釈できるようにしておく。 #「ドメイン名の特性(社会的側面)」の例として、ドメイン名と知的財産権の関連などが挙げられる ☆「諸外国におけるドメイン名の登録管理業務の実態や料金等に知見を有する者」は「ICANNの活動と動向に理解があること」または「ドメイン名の特性(社会的側面)に知見を持つこと」に
藏本委員	○「3. その他」のうち「JPRSと競合する事業」はもう少し限定した方がよいのではないでしょうか。 たとえば「JPRSのJPドメイン名登録管理業務と競合する事業」など。	#理事会資料に書いてある表現を使う → 桑子委員の意見への考え方を参照
森委員	○「■人選基準」の2「候補者を選出する母体」は(A)から(D)までの4カテゴリとなっており、(A)は法曹界(弁護士)とされています。一般に企業不祥事等の際に当該企業において設置される第三者委員会で弁護士がメンバーとなることが多いのは、弁護士には企業の違法行為やその証拠に関する知見があるため、内部調査に適しているからです。このたびの第三者評価委員会は、企業不祥事の際の第三者委員会とは性格を異にするものであることから、弁護士が筆頭のカテゴリとして挙げられることには違和感があります。せいぜい第4カテゴリでいいのではないでしょうか。また、一定の基準を設置してこれに対する準拠性を判断するといった作業については、公認会計士に専門的知見があると考えられることから、これをカテゴリに加えることをお勧めします。	☆公認会計士も加えた「法曹界(弁護士)または会計専門家(公認会計士)」を母体の1つとす